

取締役会議事録抄本

トーセイ株式会社

1. 日 時 平成25年2月22日(金) 午前10時00分
2. 場 所 1 東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
トーセイ株式会社 8階 社長室
2 10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore
SCS国際会計事務所 会議室
3. 出席者 取締役総数 5名 出席取締役 4名
(取締役 少徳健一氏は、電話会議システムを用いてSCS国際会計事務所会議室にて出席)
なお、取締役 神野吾郎氏が欠席した。
監査役総数 4名 出席監査役 4名

上記のとおり、取締役総数の過半数にあたる取締役の出席があったので、本取締役会は適法に成立している旨が報告された。

その後、取締役社長山口誠一郎は、定款の定めにより議長となり、午前10時00分、開会を宣し、以下の議案を付議した。

また、開会に際し、電話会議システムにより、出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認された。

決議事項

第1号議案 シンガポール証券取引所へのセカンダリー上場を前提とする新株式の募集の件

議長から、シンガポール証券取引所(以下「SGX-ST」という。)への当社普通株式セカンダリー上場と関連して、シンガポール証券先物法(シンガポール・チャプター289)に基づき Monetary Authority of Singapore(以下「MAS」という。)から当社の満足する一定の内容での Waiver を取得することを条件として、当社株式の募集(以下「本件募集」という。)を行いたい旨の提案があり、その内容を議長が別紙1に基づき詳細に説明し、本議案の承認を議場に諮ったところ、審議の結果、出席取締役全員異議なく賛成し、原案どおり承認可決された。

第 2 号 議 案 目論見書の届出及び登録等を行う件

議長から、(a)別紙 2 として添付する目論見書の草案と大要同一の目論見書をシンガポールの関係当局 (MAS を含むがそれに限られない。) に届け出たい旨、(b)別紙 2 として添付する目論見書の草案をもとに必要な情報の更新を反映した目論見書を MAS に登録したい旨、並びに(c) 当社代表取締役社長山口誠一郎に当該届出及び登録に必要な目論見書の修正をする権限並びに当該目論見書の補足書又は訂正書を作成し関係当局に届け出ないし登録する権限を付与したい旨の提案があり、その内容を議長が詳細に説明し、本議案の承認を議場に諮ったところ、審議の結果、出席取締役全員異議なく賛成し、原案どおり承認可決された。

第 3 号 議 案 から 第 7 号 議 案 まで 省略

(以下余白)

以上をもって会議の目的事項がすべて終了したので、議長は午後1時30分、閉会を宣した。

本日の議事の経過及び結果を明確にするため、議長は本議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役はそれぞれ記名捺印する。

平成25年2月22日

トーセイ株式会社 取締役会

出席者

議長 取締役社長 山口 誠一郎

取締役 小菅 勝仁

取締役 平野 昇

取締役 少徳 健一

常勤監査役 本田 安弘

常勤監査役 原田 公雄

監査役 山岸 茂

監査役 永野 竜樹

第1号議案 シンガポール証券取引所へのセカンダリー上場を前提とする新株式発行の件

第1号議案に係るシンガポール証券取引所へのセカンダリー上場を前提とする新株式発行の概要は以下のとおりとする。ただし、Monetary Authority of Singapore (以下「MAS」という。)から当社の満足する一定の内容でのWaiverを取得することを条件とする。

また、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、当発行決議に関する臨時報告書を関東財務局へ提出する。なお、当発行決議に関して未決定事項について決定があった場合および臨時報告書等に変更等が生じた場合には、訂正臨時報告書を提出するものとする。

新株式発行要領

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 29,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 本件株式の払込金額（発行価額）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法でシンガポール市場において行われるブックビルディングの方式により、平成25年3月14日（木）（以下「発行価格等決定日」という。）に円建てで決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | シンガポール域内及び海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集とし、大和証券キャピタル・マーケットシンガポールリミテッド（以下「引受人」という。）に全株式を総額買取引受けさせる。本件株式の発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法でシンガポール市場において行われるブックビルディングの方式により、発行価格等決定日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切り上げ）を引受人が提示する発行価格等決定日時点の為替レートによりシンガポールドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案したうえで、発行価格等決定日にシンガポールドル建てで決定する。なお、上記のブックビルディングの方式により決定される本件株式の発行価格が、平成25年3月11日（月）までに決定される上限価格を上回る場合には、本件募集は中止する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料として、募集株式1株当たり発行価格等決定日の東京証券取引所の当社普通株式の終値の4.5%に相当する額を支払う。 |
| (6) 払込期日 | 平成25年3月18日（月） |
| (7) 上場日 | 平成25年3月19日（火） |

- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込金額（発行価額）、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本件募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本件に関する安定操作取引は行わない。

(別紙2)

第2号議案 目論見書の届出及び登録等を行う件

目論見書の草案と大要同一の目論見書をシンガポールの関係当局（MASを含むがそれに限られない。）に届け出たい。

また、目論見書の草案をもとに必要な情報の更新を反映した目論見書をMASに登録したい。

また、併せて当社代表取締役社長山口誠一郎に当該届出及び登録に必要な目論見書の修正をする権限並びに当該目論見書の補足書又は訂正書を作成し関係当局に届け出ないし登録する権限を付与したい。

(添付資料 省略)